

国立情報学研究所クラウド利活用支援サービス利用規程

平成29年6月22日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が提供する「クラウド利活用支援サービス」（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本サービスは、機構の研究機関である国立情報学研究所（以下「研究所」という。）によって企画・管理・運営の全般が行われている。

(サービスの種類)

第2条 本サービスでは、次の各号に掲げるサービスを提供する。

- 一 クラウドゲートウェイサービス

(サービスの定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「クラウドゲートウェイサービス」とは、機構が提供するポータル機能を持つソフトウェアを用いて、利用可能なクラウドサービスを設定する管理機能と、管理機能により設定されたクラウドサービスにワンストップでアクセスできる利用機能から成るサービスをいう。

(利用機関)

第4条 本サービスを利用することができる機関（以下「利用機関」という。）は次の各号に掲げる機関とする。

- 一 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、大学共同利用機関等
- 二 国公立試験研究機関並びに研究または研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
- 三 学会、学術研究法人及び大学に相当する教育施設等
- 四 一号から三号の複数の機関から構成される研究グループ等
- 五 その他、機構が適当と認めた機関等

(利用の申請)

第5条 利用機関となろうとする機関は機構所定の様式により、利用の申請を行うものとする。

- 2 機構は利用申請を審査し、利用の可否を決定する。機構が申請を承認することにより、申請を行った機関は利用機関となる。承認は、機構の完全な裁量によるものであり、機構は、承認及び不承認の判断について一切の説明義務を負わない。

(利用者)

第6条 機構が前条の申請を承認したことにより、利用機関に所属する者及び利用機関が特に認めた者は、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）となることができる。

2 利用者は、第3条に掲げる本サービスを利用することができる。

3 機構は、機構の裁量に基づいて、サービスの全部または一部の機能について、それを利用できる利用機関内の利用者の範囲を制限することができる。

(利用遵守事項)

第7条 利用機関は、利用者に対して、次の各号に掲げる事項について説明し、了承を得なければならない。

- 一 本規程第10条1項、3項に定める事項
- 二 本規程第11条2項に定める事項
- 三 本規程第14条に定める事項
- 四 本規程第15条2項、3項、4項に定める事項
- 五 本規程第16条に定める事項

2 利用機関は、利用者に対して、次の各号に掲げる事項について遵守させなければならない。

- 一 営利を目的とした利用を行わないこと
- 二 他者の著作権を侵害しないこと
- 三 他者のプライバシーを侵害しないこと
- 四 著作権者等の定める使用条件に違反しないこと
- 五 公序良俗に反する行為をしないこと
- 六 特定の個人や団体を誹謗中傷しないこと
- 七 本サービスの運営に支障を来す行為をしないこと
- 八 その他、機構の定める事項

(利用停止等)

第8条 機構は、前条の利用遵守事項に違反、またはその他の理由により必要と認める場合、当該利用機関に対して、その利用の承認を取り消し、またはその利用を停止することができる。

(届出)

第9条 利用機関は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、機構所定の様式により、速やかに機構に届け出るものとする。

- 一 利用を終了するとき
- 二 第5条の申請に際して届け出た事項に変更が生じたとき

(サービスの変更・中止等)

第10条 機構は、自己の裁量に基づいて、あらかじめ利用機関への通知を行うことなく、ソフトウェアや特定の機能に関する利用を制約し、さらにサポートや修正版の提供を終

了することができるものとする。

- 2 機構は、利用機関への事前通知を行わずに前項の利用の制約及びサポートや修正版の提供を終了した場合は、すみやかに実施した内容を利用機関に通知するものとする。
- 3 機構は、緊急時のやむを得ない場合のほか、次の各号の一に該当する場合、本サービスを一時中止することができる。一時中止する場合は、可能な限り速やかに、利用機関に連絡するものとする。
 - 一 設備の障害、保守または工事のとき。
 - 二 災害等の不可抗力のとき。
 - 三 その他前各号に準じる時。

(報告・調査・協力)

- 第11条 機構は、利用機関に対して、本サービスの利用状況、運用実態または不正行為に対する情報収集等についての調査を実施及び報告を求めることができるものとし、利用機関は、調査の実施・報告の求めを受けた場合には、速やかにこれに協力するものとする。
- 2 機構は、本サービスの利用状況を調査するため、利用者の本サービスの使用に関する情報を取得し、統計情報として発表することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第12条 本サービスの提供に伴い機構が取得する個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、情報・システム研究機構個人情報保護規程による。

(サービスにかかる知的財産権)

- 第13条 利用機関及び利用者は、本サービスにおいて機構が提供するソフトウェア・コンテンツ等を、特段の定めのない限り、複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングすることはできないものとする。

(データの取扱い)

- 第14条 利用者は、自らが本サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、自らが重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとする。
- 2 利用者は、利用機関が利用を終了するときは、本サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任において、必要に応じダウンロードして取得できるものとする。なお、機構で利用が終了した後においては、本サービス環境に登録・保存したデータをダウンロードして取得はできないものとする。

(セキュリティの確保)

- 第15条 機構は、本サービス環境の安全を確保するために、必要なセキュリティ防護措置を講じるものとする。なお、機構は、本サービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではない。

- 2 利用機関及び利用者は、本サービスを提供するために使用されるコンピュータ（以下「コンピュータ」という。）上で動作するソフトウェア（本サービスの一部として提供されるものを含む）には、既知及び未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとする。
- 3 コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して利用機関または利用者が損害を被った場合であっても、機関はいかなる責任も負わないものとする。
- 4 前3項の他、利用機関及び利用者は、本サービスの提供のために必要なセキュリティ確保のために機関が講ずる措置に了解するものとする。

（免責）

- 第16条 機関は、利用機関及び利用者に生じた次の各号に掲げる紛争・損害等について、法による制限がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 一 本サービス利用を通じて発生した機関と利用機関間、または、機関と利用者間の機関の責によらない紛争・損害等
 - 二 本サービスを通じて利用機関と利用者間、利用者間、または、利用機関もしくは利用者と第三者の間に生じた紛争・損害等
 - 三 本サービスの提供の終了によって生じた紛争・損害等

（改訂等）

- 第17条 機関は、必要に応じてこの規程を改訂し、機関が相当と判断する方法であらかじめ利用機関に通知する。
- 2 この規程の準拠法は日本国法とする。また、本サービスに関する紛争の第一審専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

（雑則）

- 第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。